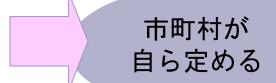
都市計画マスタープランの 策定について



1. 都市計画マスタープランとは

- 都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。
- ◆ 今後10年間の都市の将来像を明らか にする。
- ◆ 土地利用の方針、都市施設(道路・ 公園・下水道等)の整備方針を示す。



- ・創意工夫の下、市民意見を反映して策定する。
- 市総合計画、新潟県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に即し、策定する。



2. 計画の目標年次

計画期間: 平成22年から平成31年

目標年次: 平成31年(2019年)

中長期的な視点に立った概ね20年後の将来を見据え、

実現可能な10年間の計画とする。



3. 計画の骨子

(1)計画の構成

く序 章>

策定の主旨、計画 の特徴・構成など <第1章:全体構想> 市域全体の都市づくりの 方針

- 将来都市構想
- ・分野別の方針など

<第2章:地域別構想> 地域ごとの都市づくりの 方針

- ・地域づくりの目標
- ・地域づくりの方針など

<第3章:

都市づくりの進め方> 本計画を踏まえた都市づく りの進め方

- ・市民との協働の考え方
- ・都市づくり諸制度の活用 など

(2)地域別構想

旧市町村を 地域区分の単位とする

長岡地域

中之島地域

越路地域

三島地域

与板地域

栃尾地域

(和島地域)

(寺泊地域)

- 〇地域区分(考え方・地域のあらまし)
 - ・旧市町村ごとに地勢や風土、まちの成り立ちが異なる。
 - ・総合計画での地域区分との整合を図る。
- ○地域の現状と課題
- 〇地域づくりの目標像
- ○地域づくりの方針

土地利用の方針

交通体系の方針

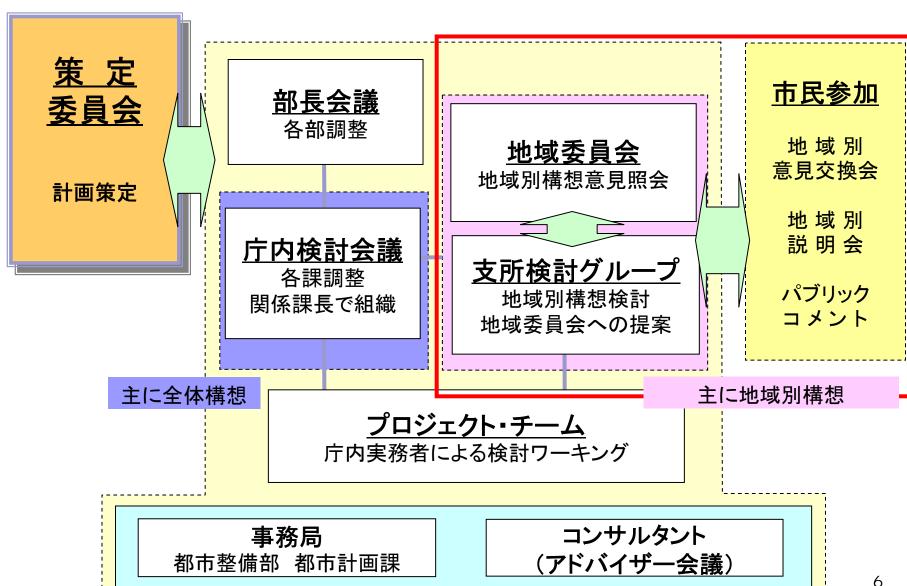
公園・みどりの方針

下水道ほか 都市施設の整備方針 その他 地域づくり方針

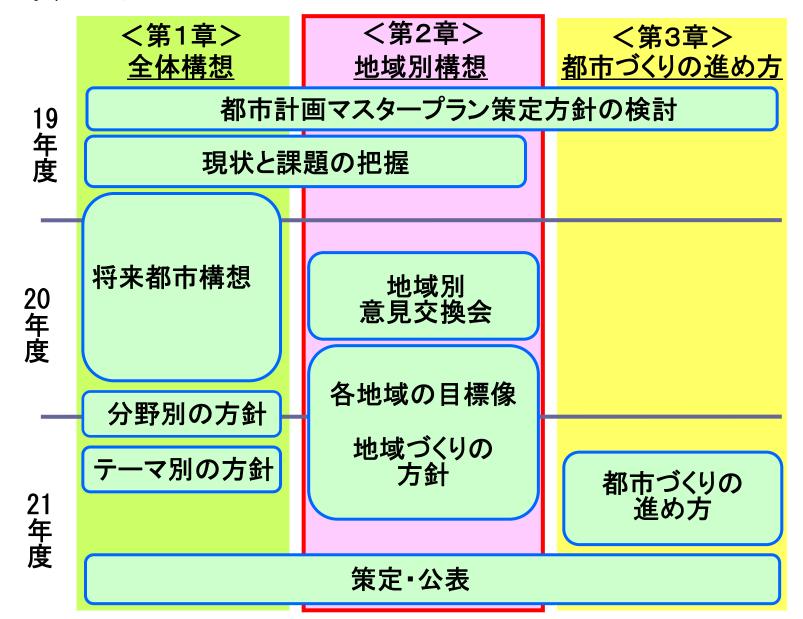
各地域で特筆すべきテーマについての方針

地域の特徴・個性が生かされた 目標像を検討

4. 検討体制



5. 策定スケジュール





☆4月上旬

計画策定の主旨説明

(地域委員会)

☆6月中旬

・商業施設の適正立地に関する意見 交換

(<u>地域委員会</u>)

☆8月ごろ

- 地域別意見交換会の実施

(地域にお住まいの方)